

水流

尼崎市公営企業局
企画管理課

—休暇制度の改正、令和4年度向け合理化交渉⑤について—

育児等のための休暇制度の導入等及び継続協議としていた令和4年度向け合理化について、令和3年12月23日（木）午後5時00分から午後5時50分まで、上下水道庁舎第2会議室において、交渉を行った。

○今回の交渉の議題

- ・不妊治療・育児等のための休暇制度の導入等について
- ・公営企業局における令和4年度向けアウトソーシングについて

○組合への提案

- ・不妊治療・育児等のための休暇制度の導入等について（メモ）・・・別紙1
- ・公営企業局における令和4年度向けアウトソーシングについて（修正メモ）・・・別紙2

○具体的な交渉内容（要旨）

1 不妊治療・育児等のための休暇制度の導入等について

当局からの提案に基づき協議を行った。

組合の主張	当局の回答
男性職員の育児のための休暇の提案については、対象が非常勤事務補助員となっているが、他の職員はどうなっているのか。また対象となる子は何歳までとなっているのか。	正規職員と非常勤行政事務員にはすでに導入されていることから、今回の提案は事務補助員に限定したものになっている。導入する制度は正規職員等と同じ内容となっており、配偶者の出産に当たって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員が、これらの子を養育する場合に付与する休暇である。

2 令和4年度向けアウトソーシングについて

令和3年9月30日に提案し、継続協議となっている下水道事業における処理場・ポンプ場に係るアウトソーシングについて協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>ポンプ場、処理場における運転操作等の委託化自体は3年前から説明されていたため、受け入れているが、強制的に事務・技術学び期間職員へ移行させられることについては納得できない。学び期間職員になろうとする者もいるが、技能労務職に残りたいと考えている者もいる。なんとか技能労務職として残れる条件を見出せないか。</p>	<p>総務局から現在の技能労務職の配置状況を踏まえると技能労務職としての局外異動は現実的に見込めないとの説明を受け、今回の提案を行ったものである。総務局へ異動の要望は行っているが、簡単に状況が変わるものではない。今後も引き続き総務局との協議は行っていきたい。</p>
<p>今年度はコロナの影響で在宅勤務をしたため、職場での勤務ができず、まだ経験できていない業務もあり、学び期間が実質2年に満たない状況にある。5年まで延長できる制度を所属や直近上司の意見だけでなく、本人に延長の選択権を持たせて欲しい。</p>	<p>あくまでも延長するかどうかの判断は、当局、所属で行う。本人の意見については所属に十分に伝えて頂く中で、普段の勤務状況と合わせて総合的に判断する。</p>
<p>局外も含め、技能労務職の中には、早く学び期間職員に行きたいと考えている者もいると思われる。局内の職員は優先職場だから、優先的に学び期間に入ることとなるが、転職したくない職員も多い中で、他局に転職したい職員がいれば優先させて欲しい。</p>	<p>総務局からは、新たに転職希望者の募集をしたとしても、施設課、浄化センター配属の技能労務職員の受け入れは見込めないと聞いている。</p>
<p>募集をしてもいないのに、欠員が出ないという見込みだけで、強制的に学び期間職員にさせられることに懐疑的な者もいる。実際に他局の技能労務職員に、転職希望者がいるかどうか確認して欲しい。</p>	<p>総務局に確認する。</p>

<p>いずれにせよ今の提案のままでは到底受け入れられない。早く結論を出して欲しいとの考えの職員もいるため、いたずらに諾否期限を延ばすことは考えていないが、少しでも納得できるような条件を引き出したい考えもあるため、今しばらく協議を継続したい。</p>	<p>我々としても、理解して頂けるよう、説明を尽くす考えであり、お互い歩み寄れるものがないか協議していきたい。</p>
--	---

課題解決の方向性

諾否期限を延長した上で、引き続き協議することとした。(修正メモ 別紙2)

以上

不妊治療・育児等のための休暇制度の導入等について（メモ）

R3.12.23

1 不妊治療のための休暇

常勤職員及び会計年度任用職員に対し、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇を導入する。

- ・ 有給とする。
- ・ 休暇の付与日数は、原則として1年につき5日（体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合にあっては、10日）の範囲内
- ・ 休暇の単位は、1日又は1時間

2 男性職員の育児のための休暇

非常勤事務補助員に対し、男性職員の育児のための休暇を導入する。

- ・ 有給とする。
- ・ 休暇の付与日数は、1年につき5日
- ・ 休暇の単位は、1日又は1時間

3 産前休暇及び産後休暇

非常勤事務補助員に係る産前休暇及び産後休暇について、無給から有給に改める。

4 実施時期

令和4年4月1日

5 諾否期限

令和4年1月31日

以 上

公営企業局における令和 4 年度向けアウトソーシングについて（修正メモ）

平成 3 年 12 月 23 日

「公営企業局における令和 4 年度向けアウトソーシングについて（メモ）」の「3 諾否期限」を次のとおり修正する。

3 諾否期限

令和 4 年 1 月 2 4 日

以 上

公営企業局における令和 4 年度向けアウトソーシングについて（メモ）

令和 3 年 9 月 30 日

1 令和 4 年度向けアウトソーシングについて

業務執行体制見直し検討会議の検討結果の方向性を踏まえ、次の 2 項目について効率化を図る。

(1) 施設課所管のポンプ場の運転操作及び維持業務の見直し

ア 目的

下水道事業における施設課所管のポンプ場の運転操作及び維持業務について効率化を図る。

イ 実施内容

施設課所管のポンプ場（栗山・富松・尾浜・東難波）の運転操作及び維持業務のうち、既に委託している平日夜間、土日祝日及び年末年始における業務に加え、現在直営で実施している平日昼間の業務を委託する。

ウ 実施時期

令和 4 年 4 月 1 日

エ 人員

▲7 人（技能労務職）

(2) 浄化センター所管のポンプ場・処理場の運転操作及び維持業務の見直し

ア 目的

下水道事業における浄化センター所管のポンプ場・処理場の運転操作及び維持業務について効率化を図る。

イ 実施内容

浄化センター所管のポンプ場（高田・西川）・処理場の運転操作及び維持業務のうち、既に委託している平日夜間、土日祝日及び年末年始における業務に加え、現在直営で実施し

ている平日昼間の業務を委託する。

ウ 実施時期

令和4年4月1日

エ 人員

▲12人（技能労務職）

2 技能労務職員の事務・技術学び期間職員への配置について

今回見直しを行う施設課及び浄化センターの運転操作及び維持業務に従事する技能労務職員については、令和4年4月1日付けで事務・技術学び期間職員として配置する。

ただし、令和4年4月1日付けで行政職に転職する者及び新転職試験の受験資格がない者についてはこの限りではない。

3 諾否期限

本提案に対する諾否については、令和3年11月30日（火）までにされたい。

（※令和3年11月30日修正メモにて、令和3年12月24日（金）に修正済）

以 上